

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		社会福祉連携推進認定
根拠条例・規則等名		社会福祉法
条 項		第 1 2 7 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課（電話：048-829-1253）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>（1）設立の目的及び定款の内容が法令に違反していないこと。</p> <p>（2）社員の構成について、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。</p> <p>（3）社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。</p> <p>（4）社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付していないこと。</p>
	設定等年月日	令和4年4月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	30日
	設定等年月日	令和4年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		